

7 自立活動

◆自立活動の指導

自立活動は、子どもが自立を目指して、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため知識や技能、態度、習慣を身に付ける学習です。

平成 29 年度に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、特別支援学級における自立活動について、「障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部、中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること」という内容が新たに示されました。

自立活動の指導は、個々の子どもの障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本となり、個別指導の形態で行われることが多いです。ただし、指導の目標を達成する上で効果的と考えられる場合は、集団を構成して指導を行うことも考えられます。自立活動の時間を設けて指導する、教育活動全体を通して指導する、どちらの場合においても、一人一人の子どもに必要な自立活動の内容を「個別の指導計画」において明らかにしておくことが必要です。

◆自立活動の内容 <6区分 27項目>

1 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5)健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1)情緒の安定に関する事
- (2)状況の理解と変化への対応に関する事
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1)他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2)他者の意図や感情の理解に関する事
- (3)自己の理解と行動の調整に関する事
- (4)集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1)保有する感覚の活用に関する事
- (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3)日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4)身体の移動能力に関する事
- (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2)言語の受容と表出に関する事
- (3)言語の形成と活用に関する事
- (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

◆配慮点

- 自立活動の時間を設けない場合（時間割に自立活動がない場合）でも、各教科等を通じて自立活動の指導を行う必要があります。
- 個々の障害の状態や発達の段階に応じて内容を選定するので、各区分各項目の全てを指導する必要はありません。
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促すような指導内容も取り入れるようにします。
- 指導する内容によっては、専門的な知識や経験が必要とされますので、保護者や医療機関等と連携を図る必要があります。